

平成22年分所得税確定申告・平成23年度市県民税申告について

平成22年分所得税・平成23年度分市県民税の申告受付期間は、平成23年2月16日（水）から3月15日（火）までです。期間内に申告を済ませてください。

申告が必要な方

①所得税申告

- ◆農業所得、事業（営業）所得又は不動産所得などがあり、各種所得額の合計が配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超える方
 - ◆給与所得者で、次に該当する方
 - ・給与の収入が2,000万円を超える方
 - ・給与以外の所得が20万円を超える方
 - ・2ヵ所以上から給与などの支払いを受けている方
 - ◆土地や建物、ゴルフ会員権などの資産を売却した方
- ※青色申告の方、分離課税所得（土地建物等の譲渡所得、株式等に係る譲渡所得及び先物取引に係る雑所得など）のある方は鳥栖税務署をご利用ください。
- ※平成22年中に株式を売却し、損失が出た場合、翌年以降に繰り越すことができますが、確定申告をすることが要件となりますので、ご注意ください。

②市県民税申告

- ◆平成23年1月1日現在、神埼市内に住所がある方
- ◆平成22年中は市外に住所のある家族に扶養されていて、その家族の確定申告、年末調整で所得税の配偶者控除、扶養控除の対象となっている方

収入がない方、遺族年金・障害年金等の非課税所得のみの方でも市県民税申告は必要です。

収入がなく、扶養親族になっている方でも、市内に住所がある方の扶養親族になっていない場合は申告が必要です。申告されないと公営住宅の入居資格、児童扶養手当、健康保険組合、金融機関などへの各種届出・申請に添付する所得証明の交付ができません。市県民税の申告は、国民健康保険税申告も兼ねていますので、国民健康保険に加入している方は、申告をしないと税の軽減が受けられません。

◎問い合わせ先

神崎市役所 税務課 ☎37-0114
千代田総合支所 市民福祉課 ☎44-2732
脊振総合支所 市民福祉課 ☎59-2111

申告の必要がない方

①所得税申告

- ◆給与所得（年末調整が済んでいる場合）のみの方
 - ◆公的年金等に係る所得のみの方（各種所得控除などを受けようとする方は申告が必要です。）
- ### ②市県民税申告
- ◆平成22年分の所得税の確定申告書を提出する方
 - ◆平成22年中は神埼市内に住所がある家族に扶養されていて、その家族の確定申告、年末調整で所得税の配偶者控除、扶養控除の対象となっている方
 - ◆給与（年末調整済）を1ヵ所だけから受けていて、他に収入がなく、給与の支払先から市役所（税務課）へ支払い報告がされている方
 - ◆公的年金等（遺族年金、障害年金などの非課税年金を除く）の収入のみで、他に収入がない方（扶養控除や他の所得控除を受けようとする方は申告をしてください。）

その他

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」で、所得税の確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書などが簡単に作成できます。作成した申告書などは、プリンターで印刷すれば窓口や郵送でそのまま提出できます。また、国税庁ホームページで申告に関する各種様式のダウンロードもできます。

《電子申告（e-Tax）利用による無料申告相談会のご案内》

国税電子申告システム（e-Tax）を利用した平成22年分所得税・消費税確定申告の無料相談会を「神埼町申告会場」で2月17日から3月1日まで実施します。当日、電子証明書（住民基本台帳カード）を持参し、電子申告をされた方は、所得税額から最高5,000円の税額控除を受けることができます。（この税額控除の適用は、平成22年分申告までの1回限りです。）

※神崎市役所では、住民基本台帳カード発行に1～2日かかります。（手数料1,000円）

住民基本台帳カード発行については、市民課（☎37-0116）までお問い合わせください。

平成22年分 所得税確定申告 平成23年度 市県民税申告 相談日程

1 神 埼 町

相談会場:神崎市中央公民館 第1研修室

月	日	曜日	地区別日割	
			8:30~12:00	13:00~17:00
2	16	水	仁比山・小 淵	的
	17	木	三 谷・竹 原	東 山・志波屋
	18	金	朝 日・八 子	城 原・二 子
	21	月	右 原・馬 郡	鶴 西・鶴 東
	22	火	犬の目	石井ヶ里
	23	水	横 武・上六丁・戸井土	下六丁・池辺田・莞牟田
	24	木	本告牟田・山 田・鶴 田	姉川上分・姉川下分
	25	金	姉川東分・姉川西分	尾崎西分・伏 部
28	月	尾崎東分・猪 面	岩 田・唐香原	
3	1	火	利 田・野 寄・野 田	平 山・川 寄・柏 原
	2	水	一丁目・二丁目	三丁目・四丁目
	3	木	協和町・西小津ヶ里	小津ヶ里
	4	金	出来町・大 門	永 歌
	7	月	本 堀	本 堀・曾根ヶ里
	8	火	野目ヶ里・荒堅目・蔵 戸	神 納・大 依
	9	水	駅ヶ里	田 道
	10	木	駅通り	平ヶ里
	11	金	予備日	予備日
	14	月	予備日	予備日
	15	火	予備日	予備日

(無料相談受付時間 9時30分~12時、13時~16時)
2月17日から3月1日まで、神埼町相談会場で税理士による、電子申告を利用した無料相談会を実施します。電子申告をされる方は、公的個人認証登録の住民基本台帳カード(住基カード)をご持参ください。

※神埼町会場(神崎市中央公民館)では、期間中の毎週火曜日は、午後7時まで相談受付時間を延長します。

2 千 代 田 町

相談会場:千代田総合支所 1-1会議室

月	日	曜日	地区別日割	
			8:30~12:00	13:00~17:00
2	16	水	又南里・渡 瀬・仲田町団地	
	17	木	乙南里・小森田・境 原	
	18	金	下 板・大 島・大 野	
	21	月	新 宿・仁戸田・迎 鳥	
	22	火	上黒井・川 崎・龍 尾	
	23	水	柳 島・下 西・上神代	
	24	木	十 条・林 慶・東野ヶ里	
	25	金	崎 村・藤 東・餘 江	
28	月	詫 西・上 西・中 津		
3	1	火	姉 ・ 下黒井・小 鹿	
	2	水	高 志・原の町・出来島	
	3	木	大 石・丁太田・柴 尾	
	4	金	黒 津・藤 西	
	7	月	下直鳥・快 楽	
	8	火	上直鳥・用 作	
	9	水	嘉 納・下犬童	
	10	木	丙太田・上犬童	
	11	金	詫 東・上 地・下神代	
	14	月	こすもす苑・ゆとり	
	15	火	予備日	

3 脊 振 町

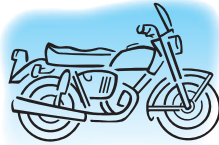
相談会場:脊振総合支所 1号会議室

月	日	曜日	地区別日割	
			8:30~12:00	13:00~17:00
2	16	水		
	17	木	広滝西・広滝東・広滝下	
	18	金		頭 服
	21	月		
	22	火		久保山
	23	水		
	24	木		鹿 路
	25	金		
28	月		一番ヶ瀬	
3	1	火		
	2	水		鳥羽院
	3	木		
	4	金		岩政倉今
	7	月		予備日
	8	火		予備日
	9	水		予備日
	10	木		予備日
	11	金		予備日
	14	月		予備日
	15	火		予備日

※地区別の相談日で都合がつかない方は、地区の日程以外でも結構です。

廃車・名義変更等の手続きはお早めに

軽自動車税は毎年4月1日現在の軽自動車（原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪、自動二輪含む）の所有者に対して課税されます。



譲渡や盗難、スクラップなどで現在所有されていない車両、または長期間使用されておらず、今後も使用されない車両があれば4月1日までに廃車（抹消登録）や名義変更の手続きを行ってください。

また、転入等により定置場所を変更された場合にも住所変更の届出が必要です。3月末は窓口が混雑しますので、なるべく早めに手続きをお願いします。

※4月2日以降に手続きをされても、平成23年度課税分は取消しできません。（軽自動車税には月割課税制度はありません。）

※手続きには、それぞれ必要な書類がありますので、事前に各機関にお問い合わせください。

●原動機付自転車（～125cc以下）・小型特殊自動車（農耕作業用など）

◎届出・問い合わせ先

神崎市役所 税務課 ☎37-0114
千代田総合支所 市民福祉課 ☎44-2732
脊振総合支所 市民福祉課 ☎59-2111

●自動二輪（250ccを超えるもの）

◎届出・問い合わせ先

佐賀運輸支局（佐賀市若楠2丁目7-8）
☎050-5540-2082

●軽自動車…軽二輪（125ccを超え250cc以下のもの）・軽三輪・軽四輪

◎届出・問い合わせ先

佐賀県軽自動車協会（佐賀市若楠2丁目10-8）
☎30-8442
ホームページ www.keikenkyo.or.jp/

放課後児童クラブのご案内

保護者が働いているなどの理由で、昼間家に保護者等のない児童をあらかじめ、遊びを中心とした指導を通じて児童の安全と健全育成を図るため、放課後児童クラブを開設しています。入会希望の方は、お申し込みください。

○対象

新小学1年生から6年生まで

○申し込みに必要なもの

- ① 児童クラブ入会申込書
 - ② 勤務証明書（児童の保護者）
 - ③ 傷害保険料（年額600円）
- ※①②は、下記の窓口、各放課後児童クラブに置いています。

○申込締切日 3月7日（月）

○注意事項

- ・土曜日だけの入会は不可。
- ・終了時間の午後6時までに保護者の迎えが必要です。
- ・新1年生の春休みの預かりは、4月1日（金）からです。
- ・給食のない日は、弁当、水筒持参となります。
- ・日曜、祝日、お盆、年末年始は実施しません。

◎申込・問い合わせ先

神崎市教育委員会 社会教育課
☎44-2731
神崎市中央公民館
☎53-2325
教育課 脊振分室（脊振公民館）
☎59-2131

○開設時間

平日（月～金） 午後2時～午後6時
土曜日、夏・冬・春休み 午前7時～午後6時

○負担金（※おやつ代等が別途必要です。）

平日（月額） 2,000円
土曜日（月額） 1,000円
夏休み 4,000円
冬休み 1,000円
春休み 2,000円

○定員

神埼小：新樹クラブ	30人程度
：せんだんクラブ	30人程度
西郷小：若菜クラブ	30人程度
仁比山小：山王クラブ	30人程度
千代田東部小：じろうクラブ	30人程度
千代田中部小：じょうばるクラブ	30人程度
千代田西部小：ひしのみクラブ	30人程度
脊振小：脊振児童クラブ	30人程度

有料広告

司法書士 すえなが総合事務所

相続や家族のことで悩んでいる
土地や建物の名義を変えたい

なんでも気軽にご相談下さい（相談室あります）

営業時間：午前8時～午後6時 ☎52-2079

（神埼サビエより南に100m）

時間外については、電話予約下さい

司法書士 末永 博義・井上 智史



たたみ ふすま 障子

和紙表、カラー表、へりなし畳できます！

見本を持って伺います。

たくさん見本（畳表・襖紙）の中から選んでください。

納富商店

神崎市神崎町田道ヶ里2354-10（駅通り）

☎0120-53-2883



有料広告